

西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)
岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る

都市計画案について



西尾市の木「くすのき」

西尾市

1 都市計画法について

都市施設とは

道路、公園、上下水道、教育文化施設、医療福祉施設など、
都市生活に必要な都市の骨組みを都市計画に定めることができる施設のこと。

『都市計画法』 第11条(都市施設)

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

...

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場

『都市計画運用指針』 (ごみ焼却場)

・ 公益性の高い施設は、都市計画の手続において土地利用や他の都市施設との計画調整を図るとともに関係者間の合意形成を図るため、積極的に都市計画決定することが望ましい。

現西尾市クリーンセンターは既に都市計画決定されており、
新たなごみ処理施設の整備にあたり、区域の範囲を変更する

2

都市計画に定める事項(1)

位置図

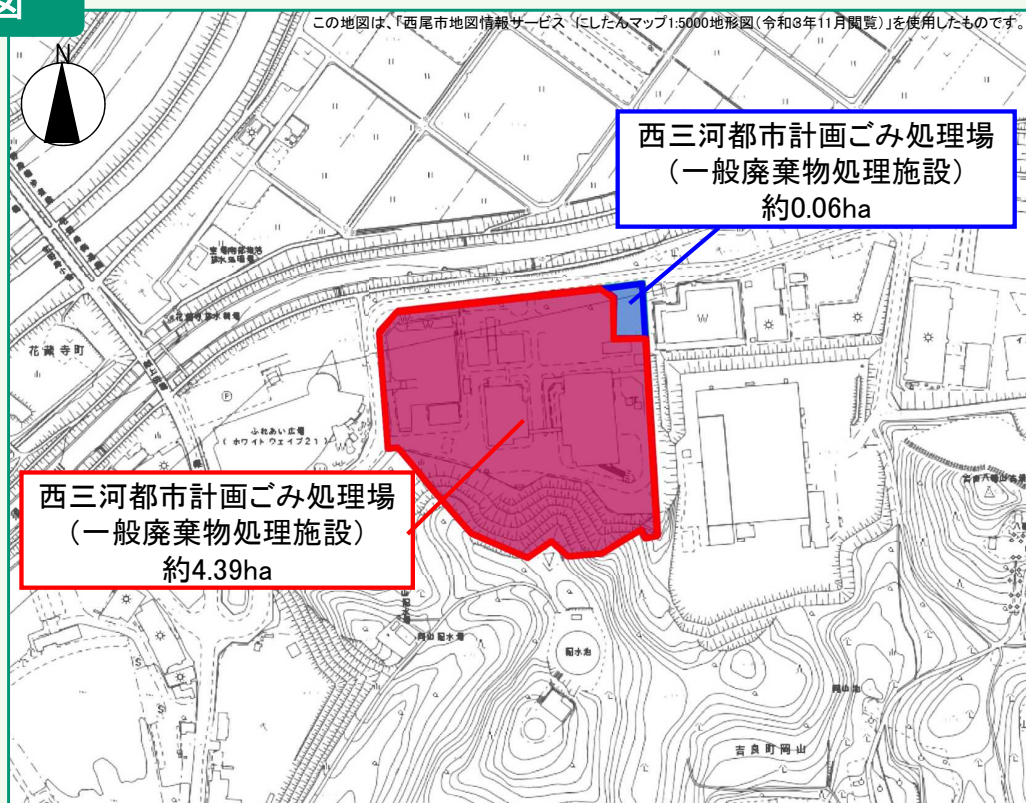


種類	西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)
名称	西尾市クリーンセンター
位置	西尾市吉良町岡山大岩山 地内ほか
面積	変更前:約4.39ha 変更後:約4.45ha

3

都市計画に定める事項(2)

区域図

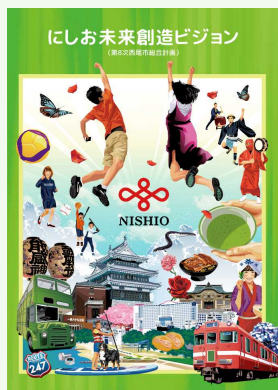


4

都市の将来像における位置付け(1)

上位計画等での位置付け

『にしお未来創造ビジョン(第8次西尾市総合計画)』(令和5年3月策定)



今後の課題

2030年度(令和12年度)の広域ごみ処理施設の稼働に向けて、岡崎市及び幸田町と情報を共有し、綿密な調整を図り事業を進めていく必要があります。

行政の使命

現在の焼却施設の耐久性を向上させ、長く利用できるような施設の長寿命化を図るとともに、広域ごみ処理施設の整備計画を策定し、施設整備を推進します。

『西尾市都市計画マスタープラン』(令和5年4月改定)

ごみ処理施設の整備方針

循環型社会の形成を目指して、4Rの推進によりごみ排出量の軽減を図ります。また、当面は西尾市クリーンセンターの効率的な運営を進めつつ、施設統合による岡崎西尾地域の広域新施設の建設を推進し、ごみ処理能力の拡充を図ります。

5

都市の将来像における位置付け(2)

当該都市計画の必要性

国: ダイオキシン類削減のためごみ処理の広域化を推進

愛知県: 「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」

- ✓ 県内を焼却能力300t/日以上を基準としたブロックに集約
- ✓ 2市1町(岡崎市、西尾市、幸田町)の焼却施設の集約化

2市1町: 現西尾市クリーンセンター敷地に、現在稼働している西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目指す

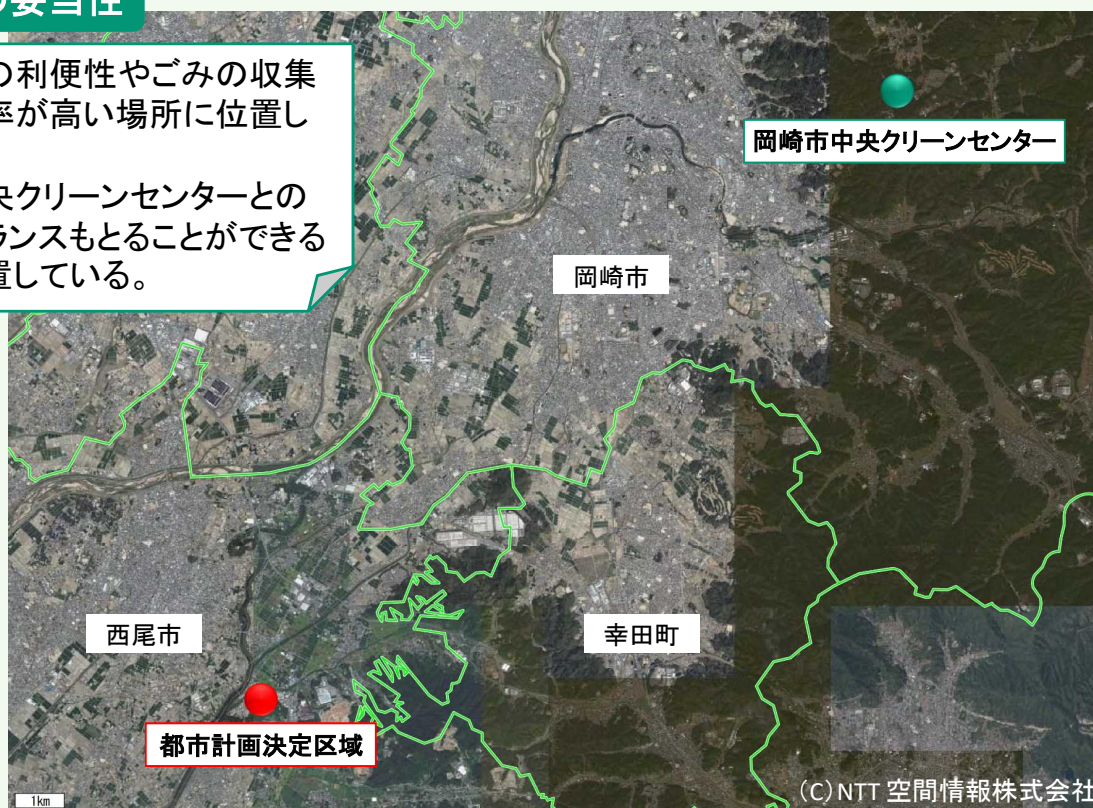
ごみ処理施設の広域化による効率的かつ安定的なごみ処理事業を推進するための、必要不可欠な公共性の高い都市施設

6

都市計画の妥当性について(1)

位置・区域の妥当性

- ✓ 地域住民の利便性やごみの収集運搬の効率が高い場所に位置している。
- ✓ 岡崎市中央クリーンセンターとの位置的バランスもとることができる場所に位置している。



7

計画の妥当性について(2)

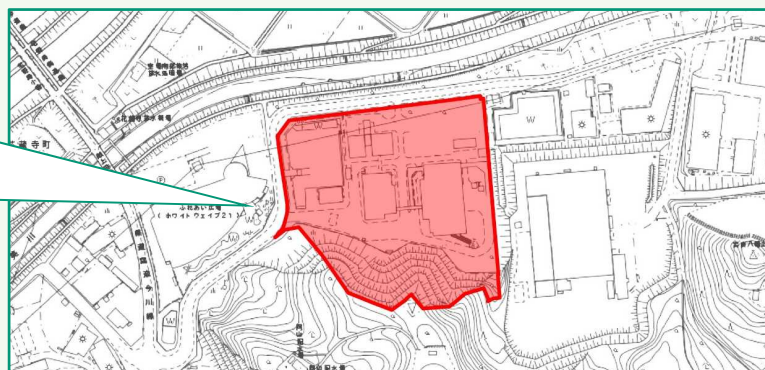
規模の妥当性

稼働開始後に最大となる令和12年度のごみ処理量を踏まえ約290t/日を確保

計画地の利用方法

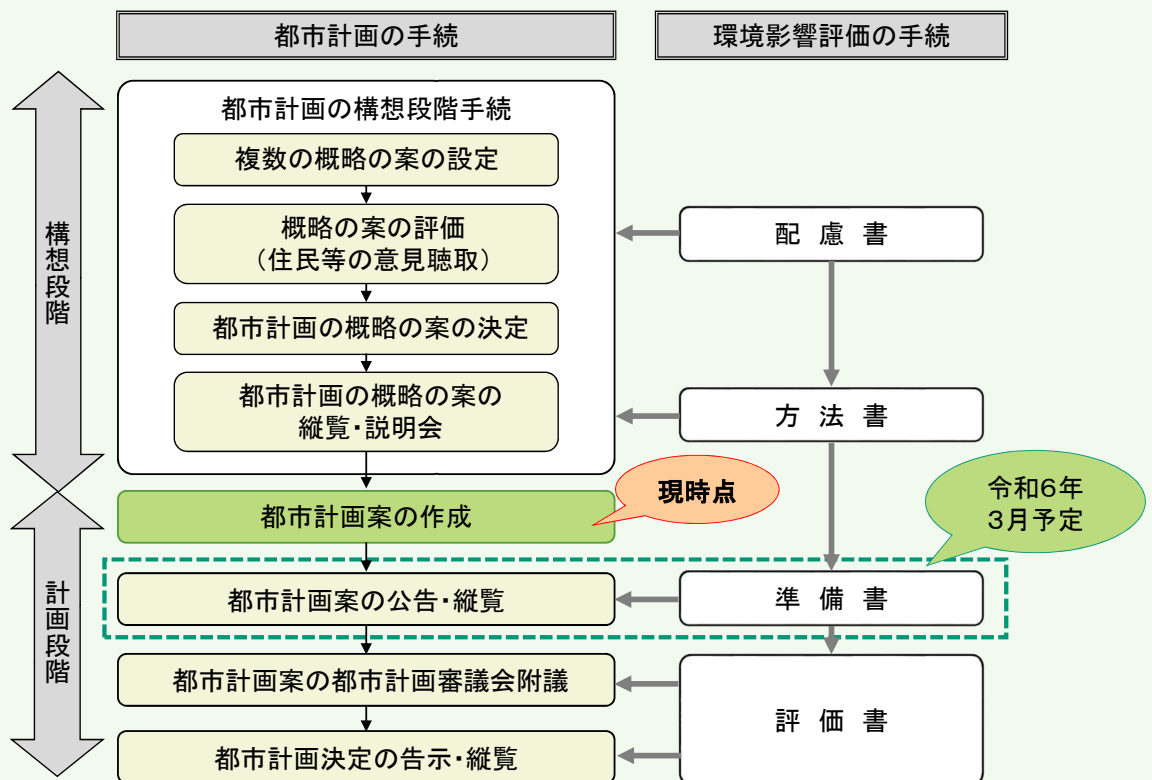
整備が必要な主な施設等

- 工場棟
- 駐車場
- 緑地
- 構内道路



配慮が必要な事項

- ✓ 圧迫感や日照障害等の周辺環境に与える影響を最小限とする建築物等の配置
- ✓ 浸水想定エリアに指定されていることを踏まえた対策及び搬入車両等による渋滞対策



ご清聴ありがとうございました

■お問合せ先

西尾市 環境部 環境業務課 (西尾市クリーンセンター)

〒444-0531 愛知県西尾市良町岡山大岩山65番地

TEL:0563-34-8112

FAX:0563-34-8115